

各都道府県介護保険担当主管部（局）

各市区町村介護保険担当主管部（局） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

支援パッケージ

（地域づくり支援ハンドブック vol.1）について

計7枚（本紙を除く）

Vol.1 1 5 2

令和5年5月15日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3982）

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 15 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）  
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

### 支援パッケージ（地域づくり支援ハンドブック vol.1）について

平素より厚生労働行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 4 年度厚生労働省委託事業「地域づくり加速化事業」及び令和 4 年度老人保健健康増進等事業「都道府県による市町村支援に活用するための支援パッケージ策定に係る調査研究」（株式会社 TRAPE）を活用し、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施に課題を抱える市町村支援のため、地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントについて取りまとめた「支援パッケージ」（地域づくり支援ハンドブック vol.1）を作成いたしました。

この支援パッケージは、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した地域づくりに関する取組を進める趣旨や方法をわかりやすく体系立てて示したものであり、都道府県・地方厚生（支）局が市町村への（伴走的）支援を行う際の対話ツールとして活用できるほか、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の理解を深めつつ施策の企画・立案を進めるための参考ツールとしての活用も期待されますので、各自治体におかれましては、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、「支援パッケージ」については、令和 5 年度厚生労働省委託事業「地域づくり加速化事業」の成果も活用し、改訂を行うことを予定していることを申し添えます。

掲載先 URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

<厚生労働省担当者>  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室 企画調整係  
電 話：03-5253-1111（内線 3982）

## 支援パッケージについて

厚生労働省老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 介護保険制度の見直しに関する意見

## (令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会) 抜粋

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 2 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

(総合事業の多様なサービスの在り方)

- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、既存の介護サービス事業者に加えて、住民主体の取組を含む、多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにすることで、市町村が地域の実情に応じたサービス提供を行えるようにすることを目的とした事業である。平成26年法改正から一定期間が経過しており、総合事業の実施状況等について検証を行いながら、地域における受け皿整備や活性化を図っていくことが必要である。

- この観点から、従前相当サービスやそれ以外のサービスの事業内容・効果について実態把握・整理を行うとともに、担い手の確保や前回制度見直しの内容の適切な推進も含め、総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。

また、自治体が総合事業などを活用した地域づくりを行う際の参考となるよう、取組を進める趣旨や方法をわかりやすく、体系立てて示すとともに、自治体の取組事例の分析結果等について周知することも重要である。

- その際、介護保険制度の枠内で提供されるサービスのみでなく、インフォーマルサービスも含め、地域の受け皿を整備していくべきであり、生活支援体制整備事業を一層促進していくことが重要である。

また、生活支援・介護予防サービスを行うNPOや民間企業等の主体が、生活支援体制整備事業における協議体へ参画するに当たって一定の要件を設けるなど、多様なサービスについて、利用者やケアマネジャーがケアプランの作成時に適切に選択できる仕組みを検討することが適当である。

- 総合事業費の上限額については、自治体の状況等を踏まえ、見直しを進めるとともに、小規模な自治体であっても持続可能な介護予防の活動ができるよう、やむを得ない事情により上限額を超過する際のきめ細かな対応について、引き続き検討を行うことが適当である。

# 支援パッケージの概要

(地域づくり支援ハンドブック 令和4年度版)

地域共生社会の実現・地域包括ケアシステムの構築に向けて、**地域の実情に応じた市町村の自律的な地域づくりが重要**。そのため、地域づくり加速化事業において、総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走支援を行う都道府県・地方厚生(支)局に活用いただくための支援ハンドブックを策定。

## 策定コンセプト・主な内容

- 市町村の動機づけ・自走を促すために、支援者が伴走支援で活用する対話ツールとして
- 支援者や市町村が、地域づくりの目的や進め方、手段等について理解を深める材料として
  - 地域づくりにおいて市町村が立ち返るべき本質的な視点・考え方を重視（総論）
  - 支援者が伴走支援において持つべき視点・実際の対話イメージを掲載（総論）
  - 市町村が自分たちの総合事業の現状・進捗を振り返り、本質的な見直しにつなげるためのプロセスを紹介（総合事業の見直しプロセス）
  - 多くの市町村において課題にあがる5つのテーマを採り上げ、個別の事業課題・よくある質問を解決するための大事な視点・手法を紹介（各論）
  - 支援ハンドブック内での相互参照による理解・対話の促進、老健事業など既存の成果への外部参照による情報の補完

"対話"と"共創"による  
これからの地域づくり  
を後押し



### 総論

市町村の地域づくりの軸となる  
本質的な視点

何のために地域づくりを実施するのか  
市町村の役割と地域支援事業

支援者が持つべき視点  
伴走支援で心がけたいこと  
対話イメージ・活用ツール

### 総合事業の見直しプロセス

問いのSTEP1～7を例示  
仮設と検証の繰り返しを意識  
(定量・定性データ活用含む)  
高齢者の実態、地域の実情  
を踏まえて、成果につながる  
総合事業デザインを促進

### 各論

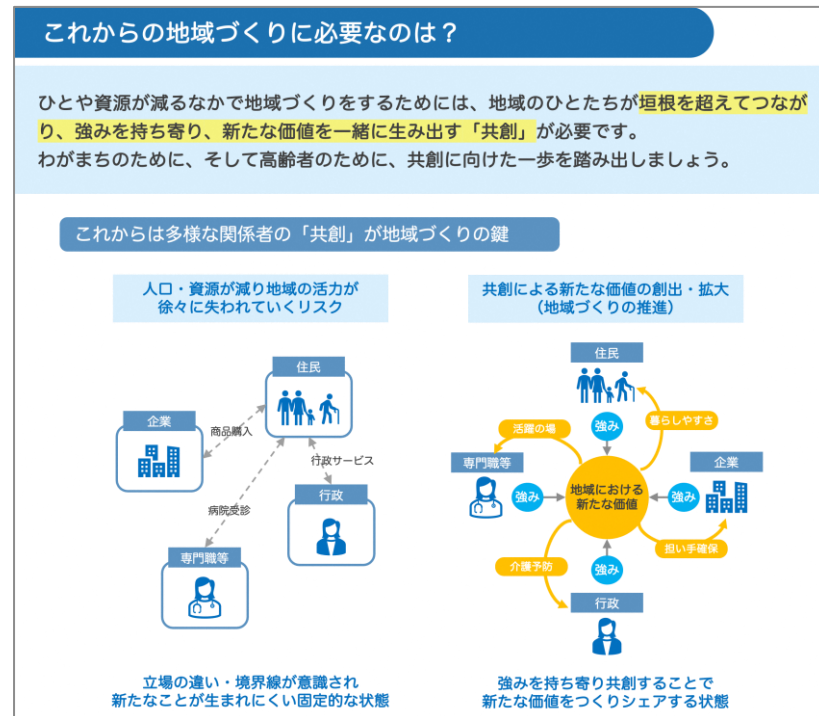
多くの市町村において  
課題に挙がる5つのテーマ

- 1 介護予防ケアマネジメント
- 2 短期集中予防サービス
- 3 通いの場
- 4 生活支援体制整備事業
- 5 地域ケア会議



# 支援パッケージの構造

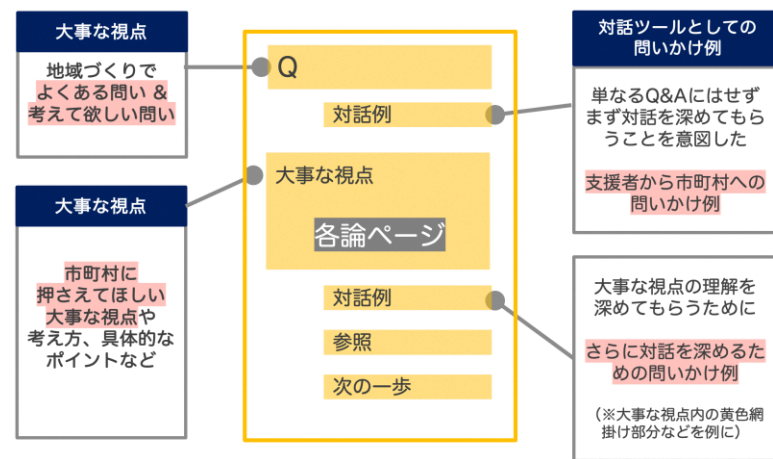
## 使い方



地域づくりの目的と手段、大事な視点、市町村の役割などの規範的統合を進める

## 各論ページの使い方

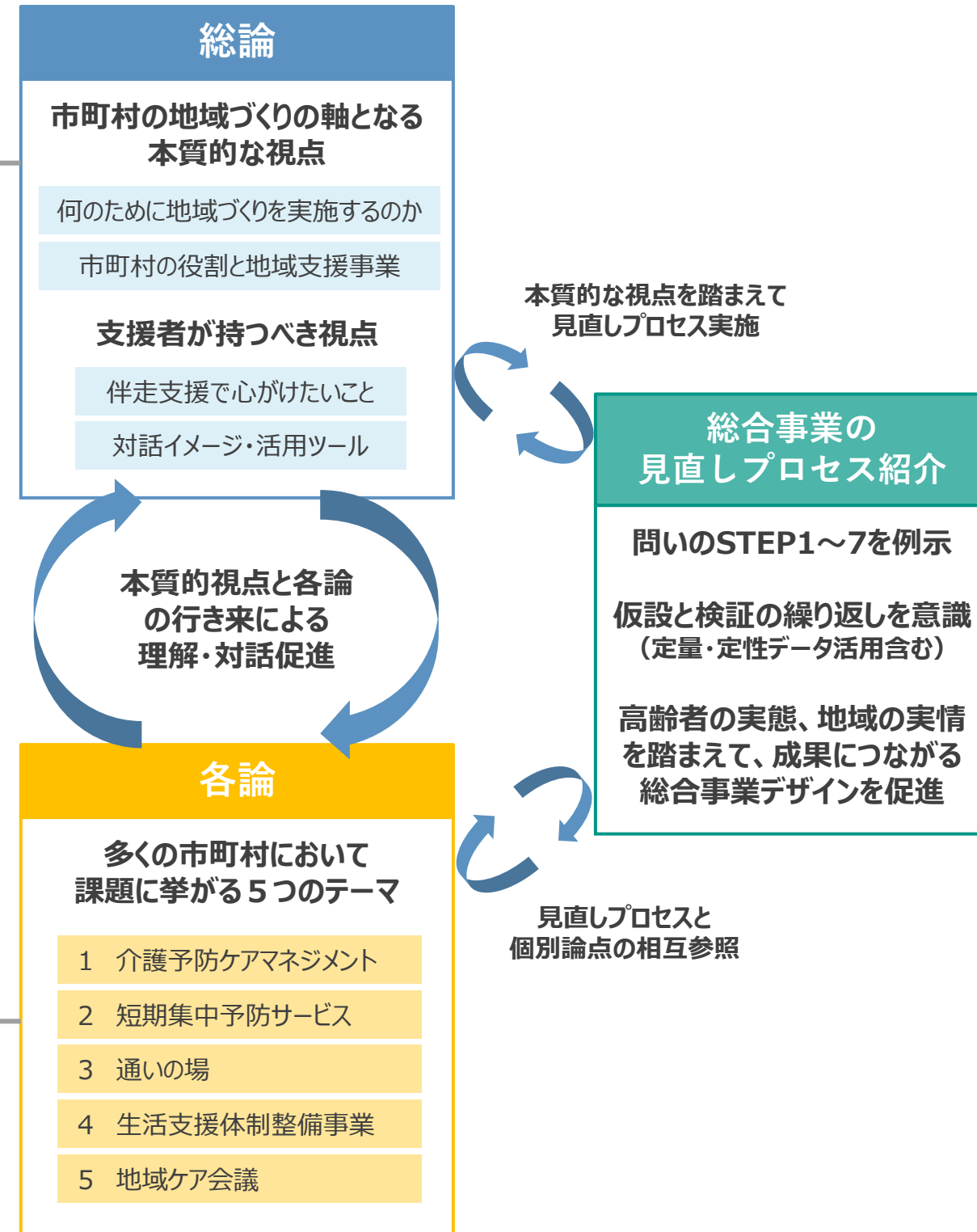
各テーマについて「問い」と「大事な視点」を軸としつつも、その前後で対話を深めていただくイメージをお伝えするための「対話例」をお示し



よくある問いをもとに対話を深め  
本質的な視点への気づきを促し  
次の行動へつなげる

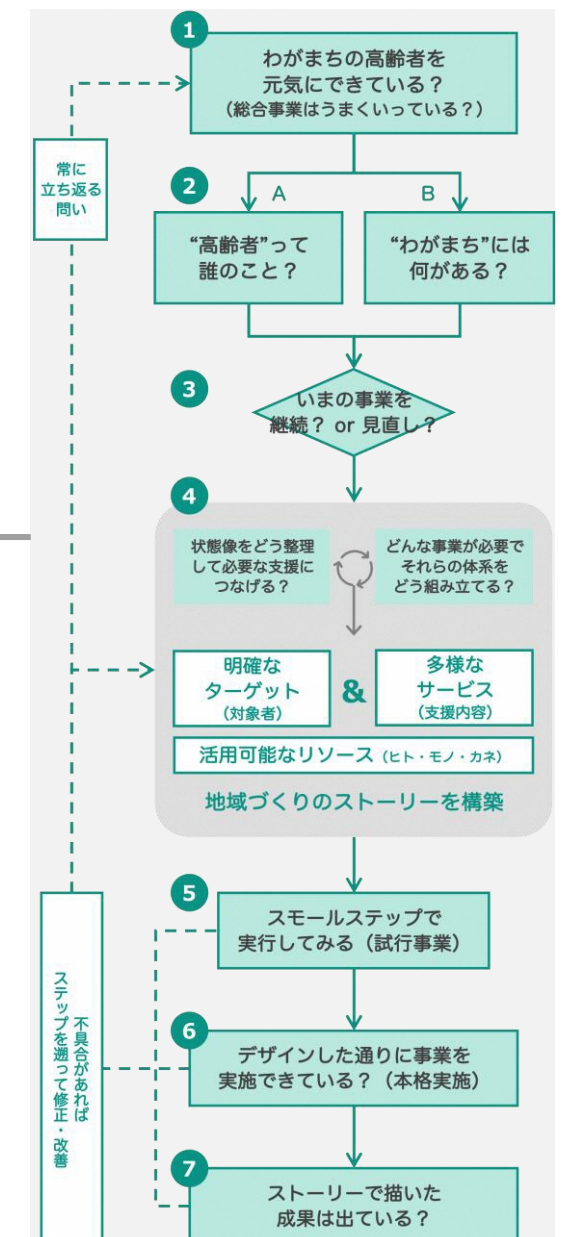
## 全体の構成・ねらい

※どこからでも読み始めることが可能



## 使い方

地域づくり加速化事業では  
このプロセスを視野に入れながら  
市町村への伴走を行う



# 地域づくり加速化事業

令和5年度当初予算額 1.0億円（75百万円） ※（）内は前年度当初予算額

令和4年度予算額：75百万円  
入札により落札した1者が事業を実施。

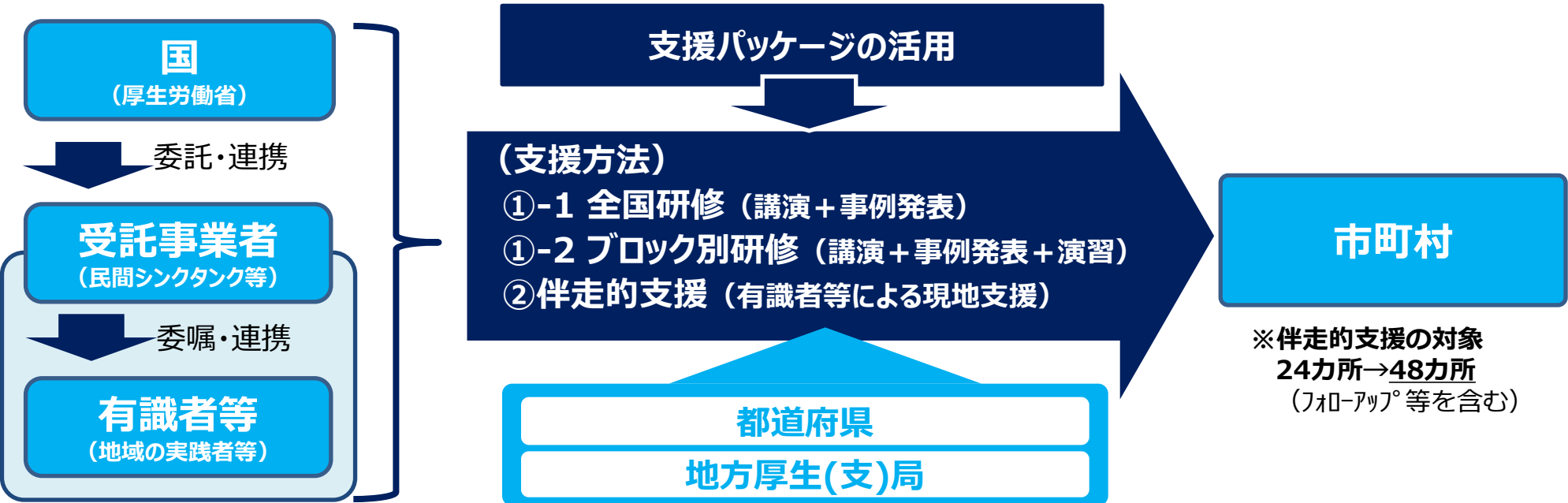
## 1 事業の目的

- 団塊世代が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、**①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等**を行う事業。（令和4年度創設）
- 上記支援パッケージについては、令和4年度末に完成版を各自治体にお示しする予定。
- 令和5年度は、令和4年度事業のノウハウを活用し全国の有識者等の参画を広く求め、伴走的支援の対象市町村数を**倍増（24→48）させ**、地域づくりのさらなる加速化を図る。また、令和4年度の伴走的支援を踏まえ、支援パッケージの内容の更なる充実や改善を図る。
- 実施に当たっては、本事業のノウハウを全国で浸透させる観点から、都道府県と地方厚生(支)局の参画のもと進める。

## 2 事業の概要・スキーム

- **全国市町村における地域包括ケアの推進を図るため、以下①・②の事業を行う。**
  - ①**有識者による研修の実施**
    - ◆全国研修：都道府県職員等を対象に、支援パッケージの活用方法を伝達する。  
（各都道府県から管内市町村への支援時に活用していただくことを目的に実施。）
    - ◆ブロック別研修：各地方厚生（支）局において研修内容を検討し、実施する。
  - ②**伴走的支援の実施**  
※支援パッケージの内容のさらなる充実のため、①・②の実施において活用及び実地検証を進める。

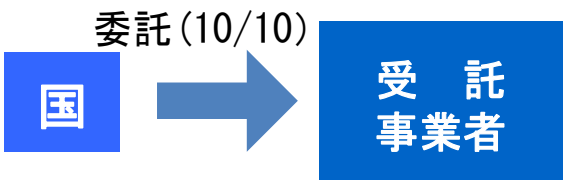
### <事業イメージ>



## 3 実施主体等

### 【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託



### 【補助率】

- 国10/10

### 【予算項目】

- （項）介護保険制度運営推進費
- （目）要介護認定調査委託費

# 令和5年度地域づくり加速化事業の実施方針について

令和5年度は、地域に根ざして地域包括ケアシステムの構築支援を行う地方厚生（支）局が、管内で活動するアドバイザーとの連携を図りつつ、管内市町村の地域づくりの推進を図れるよう、「厚生局主導型」による支援類型を創設し、支援パッケージを活用しながら伴走的支援を行う。

## 老健局主導型（24市町村程度）

### (a)プッシュ型（上限超過型）8市町村

令和4年度に総合事業の事業費に係る個別協議を行っており、かつ、令和5年度以降に個別協議の要件に当てはまらないことが予想される市町村。（認知症施策・地域介護推進課が選定）

### (b)プッシュ型（フォローアップ型）8市町村

令和4年度地域づくり加速化事業及び令和2・3年度の「厚生労働省職員派遣による市町村支援事業」による支援対象市町村のうち、令和5年度においても総合事業の事業費が上限額が超過しているなどさらなる支援が必要である市町村。（認知症施策・地域介護推進課が選定）

### (c)テーマ設定型 8市町村

サービスAの構築、サービスB・D（またはそれに類する地域の活動）の支援、地域包括支援センターの効果的な運営、他の地域づくり施策（農村RMO、地方公共交通施策(バス・タクシー)など）・大学・産業との連携など、総合事業の推進に資するもの。

## 厚生局主導型（24市町村程度）

- ・全国8ヶ所の地方厚生(支)局がそれぞれ主導し、伴走的支援を実施。1厚生局あたり管内**3市町村程度**。
- ・支援テーマは、①介護予防ケアマネジメント、②短期集中予防サービス、③通いの場、④生活支援体制整備事業、⑤地域ケア会議※のいずれかのうち、各厚生局が選定するもの（※支援パッケージ（令和4年度版）の各論掲載事項）
- ・支援対象市町村の選定、伴走的支援を行う有識者（アドバイザー）の選定は、厚生局において行う。

※各支援対象市町村数は、全体の調整により変更が生じる可能性がある。